

○ 総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 〔第1～20 略〕</p> <p>第21 実験試験局 〔1・2 略〕</p> <p>3 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。ただし、27MHz帯簡易無線局の電波と同一周波数の電波を使用するものについては設備規則に規定する26MHz及び27MHz帯簡易無線局の条件に適合し、ラジオ・ブイ及びラジオ・ブイを制御するものについては第11の条件に適合するものであること。</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p>(4) 送信装置は、第1の3（1）ア及びエに定める基準のほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>〔ア 略〕</p> <p>イ 変調の方式及び最大変調度については、次の基準並びに第1の3（1）ウ（ア）及び別紙2第2の4（12）ウ（ア）Aに適合するものであること。</p> <p>〔(ア)・(イ) 略〕</p> <p>（ウ）基幹放送局の置局調査に使用する無線局の変調の方式は、周波数変調（テレビジョン放送局及び中波放送局の置局調査に使用する無線局を除く。）であること。</p> <p>〔(エ) 略〕</p> <p>〔ウ・エ 略〕</p> <p>〔(5)・(6) 略〕</p> <p>4 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力は、別表1（第9号の3を除く。）に定める範囲内のものであること。</p> <p>〔(1)～(5) 略〕</p> <p>(6) 中波放送局の予備送信所の追加又は変更に係る置局調査に使用する無線局の周波数等の指定は、既設の中波放送局の放送区域内において、当該中波放送局の放送休止時間中に当該中波放送局と同一の電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅を使用して電波伝搬試験を行う場合に限る。この場合において、周波数の指定に当たっては「この周波数の使用は、同一の周波数を使用して中波放送を行う免許人所属の基幹放送局の放送区域内での使用に限り、かつ、同放送区域外の地点において当該基幹放送局からの電界強度を超えない場合に限る。」旨の附款を付すものとする。</p> <p>〔5 略〕</p> <p>〔第22～第26 略〕</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1～第4 略〕</p> <p>第5 放送関係 〔1 略〕</p> <p>2 中波放送局 <u>(1) 中波放送局のプレエンファシスに係る工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の5の基準により行う。</u> <u>ア 空間波の音響が強く現れる夜間においては、隣接波混信を除去するため、隣接チャ</u></p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 〔第1～20 同左〕</p> <p>第21 〔同左〕 〔1・2 同左〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(3) 同左〕</p> <p>(4) 〔同左〕</p> <p>〔ア 同左〕</p> <p>イ 〔同左〕</p> <p>〔(ア)・(イ) 同左〕</p> <p>（ウ）基幹放送局の置局調査に使用する無線局の変調の方式は、周波数変調（テレビジョン放送局の置局調査に使用する無線局を除く。）であること。</p> <p>〔(エ) 同左〕</p> <p>〔ウ・エ 同左〕</p> <p>〔(5)・(6) 同左〕</p> <p>4 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(5) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔5 同左〕</p> <p>〔第22～第26 同左〕</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1～第4 同左〕</p> <p>第5 放送関係 〔1 同左〕</p> <p>2 中波放送局 <u>中波放送局のプレエンファシスに係る工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の4の基準により行う。</u> <u>(1) 空間波の音響が強く現れる夜間においては、隣接波混信を除去するため、隣接チャ</u></p>

ンセルに対する影響を特に現状より悪化させないよう十分配慮し、必要があれば、ブレエンファシスの量を低減するか、又はフィルタを挿入する等の措置が講じられていること。

イ 市販されている通常の受信機を使用した場合においては、音質の劣化を招くようなブレエンファシスではないこと。

(2) 中波放送局の空中線電力の指定のうち、空中線に係る保守・点検（鉄塔の塗装等をいう。）のため、現に指定を受けている空中線電力に加えて当該空中線電力から低減させた空中線電力（以下この（2）において「低減後電力」という。）を一時的に指定する場合の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の5の基準により行う。

ア 指定事項の変更については、低減後電力の指定の追加に限るものとする。

イ 無線設備及び電気通信設備の変更については、減衰器の挿入その他の空中線電力の低減に必要なものに限るものとする。

ウ 低減後電力による放送（以下このウにおいて「減力放送」という。）の実施に当たり、放送の受信者に対する減力放送の期間前の周知の計画並びに減力放送に関する放送の受信者からの苦情及び問合せについて適切かつ迅速に処理するための計画を有していること。

エ 「この空中線電力の使用は、保守・点検のために必要な期間（*年*月*日から*年*月*日まで（*時*分から*時*分まで））に限る。」旨及び「この空中線電力の使用に当たっては、「減力して放送を実施している。」旨の放送を行うこと。」旨の付款を付すものとする（保守・点検のために必要な期間として工事等のため低減後電力の指定が必要な期間を記載する。）。

[3～9 略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

ネルに対する影響を特に現状より悪化させないよう十分配慮し、必要があれば、ブレエンファシスの量を低減するか、又はフィルタを挿入する等の措置が講じられていること。

(2) 市販されている通常の受信機を使用した場合においては、音質の劣化を招くようなブレエンファシスではないこと。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

[3～9 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。